

第 2 章 騒音・振動・悪臭編

第 1 節 各種調査結果

1 騒音

(1) 一般環境騒音

ア 調査地点

表 2.1.1 のとおり、騒音規制法に基づき 58 地点において、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、29 年度に県と関係市町が調査を実施した。

表 2.1.1 一般環境騒音の調査地点数 (29 年度)

市 町	調査地点数	市 町	調査地点数
富 山 市	16 (16)	小 矢 部 市	17 (17)
魚 津 市	3 (3)	射 水 市	5 (5)
氷 見 市	6 (6)	朝 日 町	4 (4)
滑 川 市	7 (7)	合 計	58 (58)

注 () 内は、調査地点数のうち、環境基準が定められている地点であって、昼間及び夜間とも調査を実施した地点数である。

イ 環境基準の達成状況

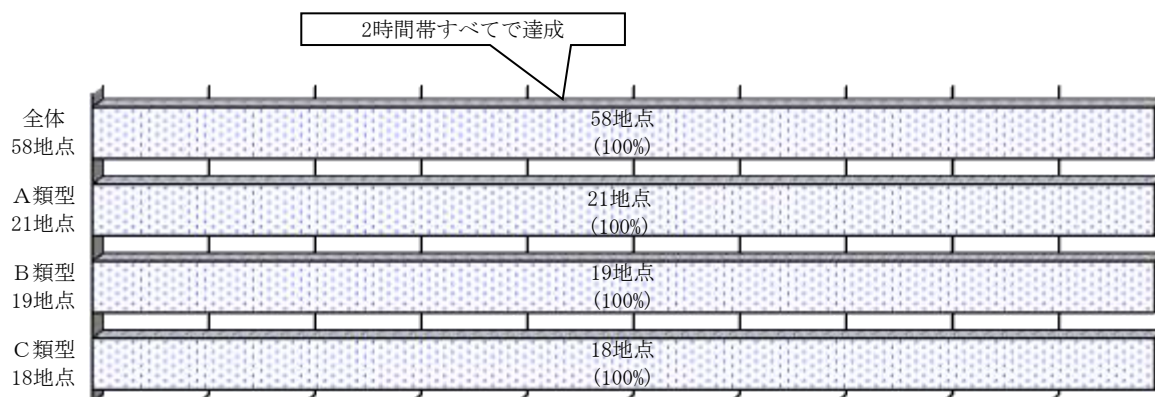
一般環境騒音の環境基準達成率は、表 2.1.2 及び図 2.1.1 のとおり 100%であった。

表 2.1.2 一般環境騒音の環境基準達成率 (29 年度)

区 分	測定地点数	全 部 達 成	一 部 達 成
道路に面する地域以外の区域	58	58 (100%)	0 (0%)

注 () 内の数値は、測定地点数に対する環境基準達成地点数の割合である。

図 2.1.1 一般環境騒音の環境基準達成状況 (29 年度)



(2) 自動車騒音

ア 調査地点

表 2.1.3 のとおり、騒音規制法に基づき 91 地点において、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、29 年度に県と関係市が調査を実施した。

表 2.1.3 自動車騒音の調査地点数 (29 年度)

市 町	調査地点数		市 町	調査地点数	
	市 町	県		市 町	県
富山市	13	0	砺波市	1	0
高岡市	26	0	小矢部市	5	0
魚津市	16	0	射水市	2	0
氷見市	14	0	入善町	0	2
滑川市	10	0	朝日町	0	1
黒部市	1	0	合 計	88	3

注 調査地点数とは、昼間 (6 時～22 時) 及び夜間 (22 時～翌日 6 時) の 2 時間帯ともに調査を行った地点数である。

イ 環境基準の達成状況

面的評価 (環境基準を超過する住居等の戸数及び割合について評価) を行っている地点の環境基準の達成状況は、表 2.1.4 のとおり、達成戸数は 8,208 戸数中 7,823 戸 (95%) であった。これは、表 2.1.5 のとおり 28 年度と同程度となった。また、県及び関係市が実施した自動車騒音の調査結果は、表 2.1.6 のとおりである。

表 2.1.4 自動車騒音の環境基準達成状況 (29 年度)

道路種別 (道路に面する地域)	評価 区間数	評価対象戸数	達成区間数	達成戸数	環境基準達成率 (%)
高 速 道 路	1	116	0	100	86
国 道	11	1,645	5	1,507	92
県 道	13	6,397	5	6,166	96
市 道	1	50	1	50	100
計	26	8,208	11	7,823	95

注 1 評価区間数とは、面的評価を行った区間数である。

2 評価対象戸数とは、評価区間における住居等の戸数である。

3 達成区間数とは、評価区間における住居等の全てが昼間(6 時～22 時)及び夜間(22 時～翌日 6 時)ともに環境基準を達成している区間の数である。

4 達成戸数とは、評価対象戸数のうち昼間及び夜間ともに環境基準を達成している住居等数である。

表 2.1.5 自動車騒音の環境基準達成率の経年変化

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
達成区間数/評価区間数	17/29 (59 %)	17/26 (65 %)	19/26 (73 %)	17/26 (65 %)	11/26 (42 %)
達成戸数/評価対象戸数	7,073/7,293 (97 %)	5,966/6,165 (97 %)	6,150/6,256 (98 %)	4,782/5,085 (94 %)	7,823/8,208 (95 %)

注 () 内の数値は、環境基準達成率である。

表 2.1.6 自動車騒音の調査結果 (29 年度)

地域の類型	調査地点数	昼間 (デシベル: dB)	夜間 (デシベル: dB)
		(6時~22時)	(22時~6時)
A	5	41 ~ 67	39 ~ 57
B	13	55 ~ 72	42 ~ 66
C	31	47 ~ 73	43 ~ 70
特例	25	58 ~ 73	52 ~ 69
その他	17	49 ~ 69	48 ~ 67

注 騒音の測定は、県及び9市が91地点で実施した。

(3) 航空機騒音

県では、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、4地点で調査を実施した。その結果、すべての地点において環境基準を達成していた。航空機騒音の年度別推移は表2.1.7のとおりである。

表 2.1.7 航空機騒音の調査結果

(単位: デシベル)

調査地点名	調査時期	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
富山市萩原	春季	53	51	55	54	53
	夏季	52	54	54	54	54
	秋季	54	54	55	54	55
	冬季	52	52	55	54	53
	年間	53	53	55	54	54
富山市塚原	春季	53	50	54	52	50
	夏季	50	52	52	51	52
	秋季	53	53	52	52	53
	冬季	50	51	53	52	49
	年間	52	52	53	52	51
富山市新保	春季	51	48	48	50	52
	夏季	50	47	49	48	48
	秋季	49	49	50	50	47
	冬季	51	50	50	50	50
	年間	50	49	49	49	50
富山市婦中町萩島	春季	54	52	50	52	54
	夏季	51	53	52	50	51
	秋季	53	53	54	53	51
	冬季	53	53	52	50	53
	年間	53	53	52	51	53
環境基準 (Lden)		62以下 (類型II)				

注 1 騒音調査結果は、各調査時期においてそれぞれ7日間連続測定したものである。

2 環境基準との評価は、年間値で行う。

3 評価指標はLdenである (時間帯補正等価騒音レベル)。

(4) 北陸新幹線鉄道騒音

北陸新幹線の鉄道騒音の状況を把握するため、県内沿線 19 地点において鉄道騒音の実態調査を実施した。その結果は表 2.1.8 のとおりである。また、北陸新幹線鉄道騒音の環境基準の達成状況は表 2.1.9 のとおりである。

表 2.1.8 北陸新幹線鉄道騒音調査結果

調査地点	調査実施者	測定地点側の軌道 (上下の別)	地域 類型	騒音評価値 (デシベル)	平均列車速度 (km/h)	
1	朝日町下山新付近	県	上	I	68	248
2	入善町一宿付近	県	上	I	69	224
3	魚津市蛇田付近	県	上	I	71	225
4	魚津市六郎丸付近	県	下	I	70	244
5	滑川市宮窪付近	県	上	I	68	247
6	富山市水橋下砂子坂付近	富山市	下	I	67	253
7	富山市水橋開発付近	富山市	下	II	71	221
8	富山市千成町付近	富山市	上	II	71	170
9	富山市綾田町付近	富山市	下	I	71	124
10	富山市安養坊付近	富山市	下	I	71	120
11	富山市野々上付近	富山市	下	I	70	246
12	射水市大江付近	県	上	I	69	250
13	射水市三ヶ付近	県	下	I	73	235
14	射水市本開発付近	県	下	I	69	233
15	射水市土合付近	県	下	I	69	208
16	高岡市下伏間江付近	県	下	I	71	155
17	高岡市駒方付近	県	上	I	70	215
18	高岡市福岡町一歩二歩付近	県	下	I	74	240
19	小矢部市野端付近	県	下	I	72	251
環境基準				I : 70 以下 II : 75 以下	-	

表 2.1.9 北陸新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況 (29 年度)

地域類型	主な用途	環境基準	調査地点数	環境基準達成数
I	住居地域等	70 デシベル以下 (騒々しい街頭と同程度)	17	10
II	商業地域等	75 デシベル以下 (電車の車内と同程度)	2	2
計			19	12

2 振動（道路交通振動）

表 2.1.10 のとおり、7 市町が 62 地点において調査を実施したところ、いずれの地域においても、表 2.1.11 に示すように道路交通振動に係る公安委員会への要請限度と比較して低い値であった。

表 2.1.10 道路交通振動の調査地点数（29 年度）

市 町	調査地点数	市 町	調査地点数	市 町	調査地点数
富 山 市	11	滑 川 市	10	朝 日 町	5
高 岡 市	20	小 矢 部 市	4	合 計	62
氷 見 市	3	射 水 市	9		

表 2.1.11 道路交通振動の調査結果（29 年度）

区 域 区 分		地点数	昼間（デシベル）	夜間（デシベル）
			8 時～19 時	19 時～翌日 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	19	20～46 (65)	18～40 (60)
第 2 種区域(1)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	30	20～58 (70)	25～43 (65)
上記の区域以外		13	20～58	17～41

注 1 () 内の数値は、道路管理者又は公安委員会に対する要請限度である。

2 区域区分の地域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域である。